

継続

原議保存期間	10年(平成41年3月31日)
有効期間	一種(平成41年3月31日)

警視庁(刑事・生活安全)部長
各道府県警察(方面)本部長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各管区警察局広域調整部長
警察大学校(刑事・生活安全)教養部長

警察庁丁刑企発第66号
警察庁丁生企発第177号
平成31年3月26日
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁生活安全局生活安全企画課長

万引き専用の捜査書類の運用及び万引きに係る捜査の合理化等について
万引き専用の捜査書類については、「司法警察職員捜査書類簡易書式例の一部改正
について(依命通達)」(平成22年9月3日付け警察庁乙刑発第8号、乙生発第8号。
以下「次長通達」という。)及び「万引き専用の被害届の様式について」(平成22年
9月3日付け警察庁丙刑企発第80号。以下「刑事局長通達」という。)により通達し
たところであるが、その運用等については下記のとおりであるので、事務処理上遺憾
のないようにされたい。

なお、本件については、法務省、最高検察庁及び最高裁判所と協議済みである。

記

1 万引き専用の捜査書類の運用

- (1) 次長通達別添中の(簡)様式第7号の2供述調書(乙の2)(以下「供述調書
(乙の2)」という。)は、司法警察職員捜査書類簡易書式例(以下「簡易書式
例」という。)を用いる場合において、万引きの目撃者に係る供述調書を作成す
るときに用いること。ただし、供述調書(乙の2)によりがたい場合は、次長通
達別添中の(簡)様式第7号供述調書(乙の1)を用いること。
- (2) 刑事局長通達別記様式の被害届(以下「万引き専用被害届」という。)は、司
法警察職員捜査書類基本書式例の対象事件・簡易書式例の対象事件の別、成人事
件・少年事件(簡易送致事件を除く。)の別を問わず、用いること。ただし、万
引き専用被害届によりがたい場合は、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規
則第2号)第61条の被害届(別記様式第6号)を用いること。

なお、簡易書式例の対象事件については、万引き専用被害届に届出人の目撃状
況等を記載する場合、別に届出人の供述調書(乙の2)を作成する必要はない。

2 万引きに係る捜査の合理化

成人による万引きに係る捜査については、「犯人性が明白で軽微な事件の捜査の

合理化等による効率的な捜査の推進について」(平成16年10月25日付け警察庁丙刑企発第82号)により通達したところであるが、各都道府県警察にあっては、対応する地方検察庁等と協議の上、被害届等で被害の状況又は被疑者の犯行状況を明らかにすることにより、実況見分や写真撮影等を省略するなど、万引きに係る捜査の一層の合理化を図ること。

また、万引きをはじめとする犯人性が明白で軽微な事件について捜査の実態を把握の上、捜査の合理化による捜査力の効率的な運用に配慮し、重要犯罪の捜査体制の確保を図るなど、的確な捜査運営に努めること。

3 留意事項

- (1) 万引きに係る捜査書類については、被害現場において作成するよう努め、被害者、目撃者等の負担を軽減するよう配慮すること。
- (2) 万引きに係る捜査書類については、地域警察官が作成する機会が多いことから、地域警察官に対する指導教養を推進すること。

【継続処理状況】

初回発出日：平成22年9月3日

(有効期間：平成31年3月31日)